

(HP 掲載用)

畳類公正競争規約作成連絡会 第12回合同委員会の概要

日時：平成28年10月17日（月）13：30～17：30

場所：農林水産省生産局第1会議室

出席：関係団体

全日本畳事業協同組合7名、全国畳材料卸商組合連合会3名、全国い製品卸商業団体連合会2名、全日本JIS畳床工業協同組合3名、全国い生産団体連合会1名、全日本ISO畳振興協議会1名

：オブザーバー

日本建築士会連合会、東海機器工業株式会社、大建工業株式会社、極東産業株式会社、消費者庁、農林水産省

議事概要：

1 修正した規約案について

○9月2日の連絡会で決定した事項については規約へ反映し、課題として残された点については意見集約を行った。規約案は今回の確認を受けて修正を行うこととした。当日合意を得られた事項と規約案に対する主な意見は以下の通り。

合意を得られた事項

<チラシ等における必要表示事項について>

- ・テレビやラジオにおける必要表示事項について規定した条文を設けること。
- ・「一般消費者が支払う価格」については1畳あたりの価格とするが、付加費用の取り扱いを盛り込んだ条文を設けること。

<畳床の表示について>

- ・裏面に貼付する証紙と出荷証明書の表示事項はJISに準拠すること。
- ・商品説明書から「製造者の氏名又は名称及び住所」を削除し、納入仕様書から「製造者の住所」を削除すること。

<その他>

- ・畳表には、柔道畳のようなものは含まれないことを確認し、「製織したもの」と規定することとした。
- ・商品説明書の発行とその内容の説明は条文を分けて記載することとした。
- ・納入仕様書における「一般消費者が支払う材料費を含めた畳工事の総額」についての記載を削除しないこととした。
- ・納入仕様書の発行について、電話、インターネット等により発注を受けた場合の規定を削除することとした。
- ・「畳類公正取引協議会会員証紙」に公正マークを表示することとし、畳1枚毎に貼付することとした。
- ・産地問屋や消費地問屋などの流通業者は、自らの責任においてトレーサビリティができる管理番号を発行すること。ただし、流通業者が任意で出荷証明書やインボイスの写しを提供することは妨げないことを確認した。
- ・加盟業者が会員証紙を不当に使用することを防ぐための規定を施行規則に追加した。
- ・規約違反に関する調査についての条文は原案どおりとした。
- ・「事業者」を「加盟事業者」と変更する意見については原案どおりとした。
- ・商品説明書と納入仕様書の記載事項は異なるため、「転載」の表現を使わないこと

を確認した。

- ・畳床について、JIS 以外の製品には「JISA5914 を満たすもの」という表現が使用できないことを確認した。

意見

- ・「全ての畳に証紙を貼付することは負担が大きいという意見がある。1 枚／部屋にできないか。」という意見に対しては、試行後に意見を取りまとめ、必要であれば改善を行うこととした。
- ・「畳の表面に証紙を貼付することはできないか」という意見に対しては、次回の検討課題にすることとした。

2 作業マニュアルについて

- 規約を運用するに当たり畳店が行う作業を説明し、必要な情報について各業界団体へ協力を求めた。作業マニュアルについては今回の指摘を反映して修正を行うこととした。主な意見については以下の通り。
- ・畳店が発行する納入仕様書へ畳床及び畳表の管理番号を記入し、畳店のトレース資料とする案については、「消費者へ管理番号を伝える必要は無いため、規約へ載せる必要は無いのではないか」、「畳店の負担が増えるのでは無いか」という意見が出された。
- 「納入仕様書に仕入履歴を記入することにより納入仕様書の控えをファイルすればそのままトレーサビリティの管理につながることであり、その面で畳店の負担が軽減される」という意見も出された。

3 スケジュールについて

- 全日本畳事業協同組合より、平成 29 年 1 月から規約を試行し、3 月に試行の結果を取りまとめた旨提案があった。試行及び結果の取りまとめに係るスケジュールについては出席者の同意が得られたが、試行及び取りまとめの方法については後日意見を求めることとした。主な意見は以下の通り。
- ・スケジュールを明確に示すべき
- ・試行は全国で行うのか、又は試行先（県など）を指定して行うのか。
- ・誰が結果を取りまとめるのか。

4 準備事務局及び協議会会費案について

- 全日本畳事業協同組合より、平成 28 年 11 月から準備事務局を立ち上げたい旨提案があり、協議会の会費案についても説明があった。事務局案及び会費については合意が得られず、改めて意見を求めることとした。主な意見は以下の通り。
- ・協議会が存在しないのに事務局まで立ち上げる必要はあるのか。
- ・協議会立ち上げまでの期間は前納金という扱いになるが、協議会の会則もない状態では協議会への加盟の是非も含め、前納金に対する理解が得られない。
- ・資金の目処が立たない中で事務局を立ち上げることに無理があるのではないか。
- ・専任の相談員を置くのは後日でもよいのではないか。
- ・協議会が設立されるまでの期間の費用について明確にすべきではないか。

5 その他

- 連絡会に寄せられた意見について議論され、規約案の公開や連絡会の個人会員への情報発信の方法について今後検討することとなった。

